

「富 県 宮 城 推 進 会 議 会 則」 新 旧 対 照 表

富県宮城推進会議会則（平成19年4月20日施行）の一部を次のように改正する。

改 正（案）	現 行
<p style="text-align: center;">富県宮城推進会議会則</p> <p>第1～第3 （略） 第4 推進会議に幹事会を置く。 2 幹事会は、<u>推進会議における意見等に係る専門的見地からの検討、構成員間の情報交換及び推進会議に付すべき事項等の協議を行う。</u> 3～6 （略） 第5～第8 （略）</p> <p>別表1（第3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 宮城県商工会議所連合会会長 宮城県商工会連合会会長 一般社団法人みやぎ工業会会長 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会会長 宮城県観光誘致協議会会長 <u>一般社団法人東北ニュービジネス協議会会長</u> 一般社団法人宮城県建設業協会会長 宮城県農業協同組合中央会会長 宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 宮城県中小企業団体中央会会長 一般社団法人宮城県経営者協会会長 仙台経済同友会代表幹事 一般社団法人宮城県銀行協会会長 一般社団法人東北経済連合会会長 日本労働組合総連合会宮城県連合会会長 東北大学総長 東北学院学院長 宮城県市長会会長 宮城県町村会会長 東北財務局局長 東北農政局局長 東北経済産業局局長 東北地方整備局局長 東北運輸局局長 宮城県知事 </div> <p>別表2（第4関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 宮城県商工会議所連合会 宮城県商工会連合会 一般社団法人みやぎ工業会 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会 宮城県観光誘致協議会 <u>一般社団法人東北ニュービジネス協議会</u> 一般社団法人宮城県建設業協会 宮城県農業協同組合中央会 宮城県漁業協同組合 宮城県中小企業団体中央会 一般社団法人宮城県経営者協会 仙台経済同友会 一般社団法人宮城県銀行協会 一般社団法人東北経済連合会 日本労働組合総連合会宮城県連合会 東北大学 東北学院大学 宮城県市長会 宮城県町村会 東北財務局 東北農政局 東北経済産業局 東北地方整備局 東北運輸局 宮城県 </div> <p>附 則 この会則は、平成19年4月20日から施行する。 附 則 この会則は、平成19年12月20日から施行する。 附 則 この会則は、平成22年3月19日から施行する。 附 則 この会則は、平成25年6月3日から施行する。 附 則 この会則は、平成26年 月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">富県宮城推進会議会則</p> <p>第1～第3 （略） 第4 推進会議に幹事会を置く。 2 幹事会は、構成員間の情報交換を行うとともに、推進会議に付すべき事項等について協議する。 3～6 （略） 第5～第8 （略）</p> <p>別表1（第3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 宮城県商工会議所連合会会長 宮城県商工会連合会会長 一般社団法人みやぎ工業会会長 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会会長 宮城県観光誘致協議会会長 社団法人東北ニュービジネス協議会会長 一般社団法人宮城県建設業協会会長 宮城県農業協同組合中央会会長 宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 宮城県中小企業団体中央会会長 一般社団法人宮城県経営者協会会長 仙台経済同友会代表幹事 一般社団法人宮城県銀行協会会長 一般社団法人東北経済連合会会長 日本労働組合総連合会宮城県連合会会長 東北大学総長 東北学院学院長 宮城県市長会会長 宮城県町村会会長 東北財務局局長 東北農政局局長 東北経済産業局局長 東北地方整備局局長 東北運輸局局長 宮城県知事 </div> <p>別表2（第4関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 宮城県商工会議所連合会 宮城県商工会連合会 一般社団法人みやぎ工業会 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会 宮城県観光誘致協議会 社団法人東北ニュービジネス協議会 一般社団法人宮城県建設業協会 宮城県農業協同組合中央会 宮城県漁業協同組合 宮城県中小企業団体中央会 一般社団法人宮城県経営者協会 仙台経済同友会 一般社団法人宮城県銀行協会 一般社団法人東北経済連合会 日本労働組合総連合会宮城県連合会 東北大学 東北学院大学 宮城県市長会 宮城県町村会 東北財務局 東北農政局 東北経済産業局 東北地方整備局 東北運輸局 宮城県 </div> <p>附 則 この会則は、平成19年4月20日から施行する。 附 則 この会則は、平成19年12月20日から施行する。 附 則 この会則は、平成22年3月19日から施行する。 附 則 この会則は、平成25年6月3日から施行する。</p>

